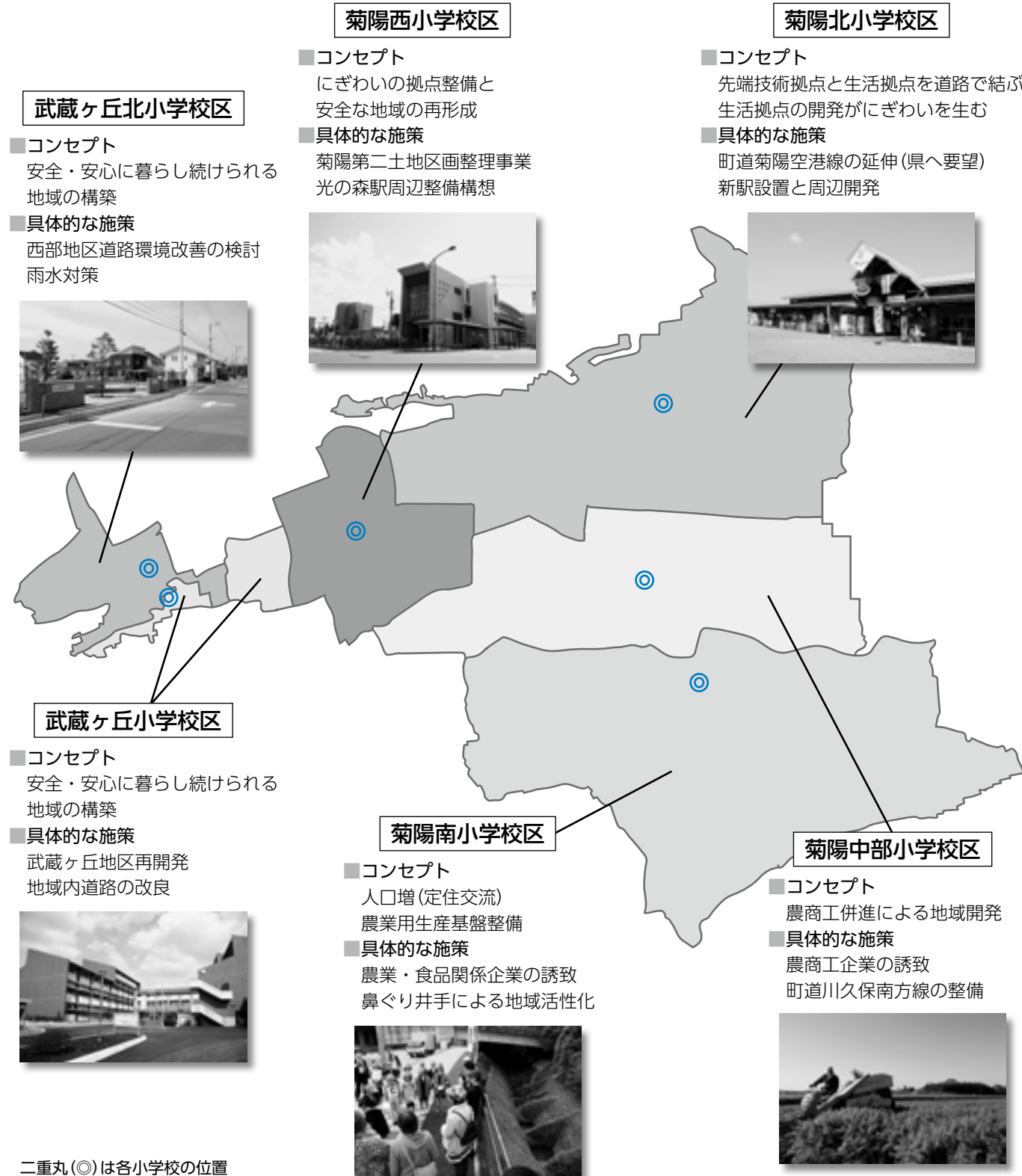


総合政策課 企画政策係 ☎(232)2112

後期基本計画では、町内6小学校区ごとに、具体的な施策をまとめた校區別計画を策定しています。各小学校区のコンセプトと具体的な施策の一部を紹介します。

校區別計画



二重丸(◎)は各小学校の位置



消費生活相談窓口
「義援金を配分する」ので連絡を「というメール」に注意

菊陽町消費生活相談窓口(総合政策課) ☎(232)2112
県消費生活センター(県庁行政棟新館4階) ☎(383)0999

菊陽町消費生活相談窓口や県消費生活センターには熊本地震に関連したさまざまな相談が寄せられています。消費生活に関するトラブルや疑問がありましたら、ご相談ください。

最近の相談事例

- Q 自宅が大規模半壊となり、り災証明書の発行を受けた。最近「義援金を配分する、連絡を」というメールが携帯に届いたが、本当に行政機関から来ているものだろうか。
- A 役場からメールで義援金の通知をすることはありません。直接役場へお問い合わせください。
- Q 自宅が被災し、訪問してきた業者と修理契約を行ったが、キャンセルをしたい。どうすればいいか。
- A 訪問販売で契約した場合、法定書面を受け取った日から8日間、必ず書面で通知を行い、はがきなどに必要事項を記載し、「特定記録郵便」などの記録が残る方法で事業者に送りましょう。

8月29日(月)は光の森町民センターに相談窓口を開設します

- 日時・場所
① 8月29日(月) 午前10時～午後4時
光の森町民センター
② ①以外の月曜日、木曜日
午前10時～午後4時
菊陽町役場 消費生活相談室
- 相談方法 電話・面談
- ☎ 菊陽町消費生活相談窓口 ☎(232)2112

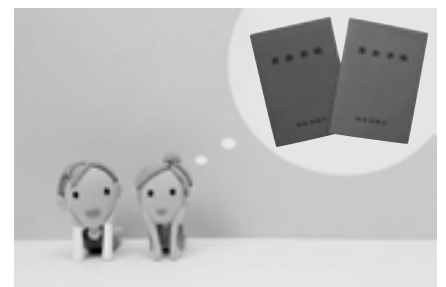
法テラスで無料法律相談

- 熊本地震で被災した人は無料で相談を受けられます。
- 日時 平日 午前9時～午後9時
土曜 午前9時～午後5時
- 対象者 平成28年4月14日に県内に自宅や営業所などがあった人
- ☎ 震災 法テラスダイヤル ☎(0120)078309

将来の年金を増やす

国民年金保険料の「後納制度」

通常、国民年金保険料の免除・納付猶予申請をせずに、保険料を納付しないまま2年を過ぎると保険料の納付ができません。しかし、平成30年9月までに限り、過去5年以内の納め忘れた保険料を納めることができる後納制度が実施されています。



保険料後納のメリット

- 年金の受給資格が得られる可能性があります。
 - 将来受け取る年金額を増やせます。
- 利用できる人
- 20歳以上60歳未満の人で、5年以内の保険料で未納期間(免除・納付猶予を除く)や国民年金未加入期間がある人
 - 60歳以上65歳未満の人で任意加入中の保険料に未納期間がある人
 - 65歳以上の人で老齢年金の受給資格がなく任意加入中の人
- ※老齢基礎年金受給中の人は後納制度を利用できません。

■注意事項

- 後納は、保険料未納期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることとなります。
- 納付期限から2年を経過した保険料には、当時の保険料に一定の加算額がつきます。
- 後納制度は、まず年金事務所です事前申込をしていただき、その後の審査で承認を受けないと利用できない場合があります。

■問い合わせ

町民課 年金係 ☎(232)4914
熊本西年金事務所 ☎(355)3261